

都道府県・政令指定都市における審議会等の 委員についての国の法令に基づく職務指定について(概要)

国の法令に基づく職務指定の調査検討について

第21回男女共同参画会議（平成17年12月26日）において男女共同参画基本計画の重点目標1「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」に関し、都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の法令に基づく職務指定について重点的に監視することを決定。

【背景】・都道府県・政令指定都市の審議会等における男女共同参画の重要性
・地方公共団体から職務指定の見直しについての要望

職務指定の状況等について調査検討

都道府県・政令指定都市を対象とした調査

- ・法令による職務指定がある審議会等は26種類。→低い女性の登用率
- ・国の通知等による職務指定、地方公共団体による自主的な職務指定の例があり。

府省を対象とした調査

(1) 法令による職務指定がある審議会等の状況

- ・規定の緩和等の対応について検討の余地ありとする審議会等は6審議会等。
- ・行政サービスの受益者を委員として任命する余地ありとする審議会等は22審議会等。

(2) 各府省が講じた女性委員の参画の拡大に資する取組

- ・定数を条例で増加することができるよう法改正
- ・委員の構成及びその推薦方法に関する規定を削除する法改正
- ・審議会等について、通知にて女性を加えることが望ましい旨地方公共団体に助言

今後の取組に向けて

1. 審議会等の委員についての職務指定の在り方の検討

- (1) 法令による職務指定がある審議会等の規定の積極的な見直し
 - ・職務指定規定の緩和、職務指定委員以外の委員の新設、職務指定委員の全体に占める割合の縮小等
- (2) 法令によらず職務指定されている審議会等についての通知等の積極的な見直し

2. 都道府県・政令指定都市に対する助言・支援

・法令を所管する府省から、都道府県一政令指定都市に対し、通知等を通じて助言・支援。

- (1) 職務指定に対する柔軟な対応
 - (2) 慣例等の見直し
 - (3) 人材の掘り起こし・育成
 - (4) 国や地方公共団体の取組の情報提供
- } を促す働きかけ

3. 人材育成に係る施策の推進

・女性の参画が少ない分野の人材育成について積極的に施策を講じる。